

○大藏委員会

內閣提出法律案（一件）

			番号
1		件	
厚生保険特別会計法の一部を改正する法律案		名	
衆	院議先		
二、一、九	月 提出		
二、一、九 (予)	付委員会 議委員決議 議本会決議	參議院	
二、一、九 未了	付委員会 議委員決議 議本会決議	衆議院	
		備考	

本院議員提出法律案（二件）

番号	件	名	
2			
平成元年度の水田農業確立助成補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案			
大蔵委員長	(月) 日	提出者	
二、一、三	付月日	予備送	
二、一、三	出月日	衆へ提	
	付委員託会	参議院	
	議委員決会	議院	
可 決 二、一、三	議本會 決議		
二、一、三 (予)	付委員託会	衆議	
可 決 二、一、四	議委員決会		
可 決 二、一、四	議本會 決議	院	
		備考	

## 平成元年度の水田農業確立助成補助金についての所得税及び 法人税の臨時特例に関する法律案（参第二号）

行う者等に対し交付する水田農業確立助成補助金について、税制上の軽減措置を講ずるものであり、その内容は次のとおりである。

要旨

本法律案は、平成元年度において、水田農業確立対策による米の計画生産を推進するため、政府等が稻作の転換を

一、個人が交付を受ける同補助金については、一時所得の収入金額とみなすとともに、転作に伴う特別支出費用等は、一時所得の必要経費とみなす。

二、農業生産法人が交付を受ける同補助金については、交付を受けた後二年以内に事業の用に供する固定資産の収得または改良に充てる場合、圧縮記帳の特例を認める。

なお、本法律施行に伴う平成元年度における租税の減収見込額は、約六億円である。

#### 趣旨説明

ただいま議題となりました平成元年度の水田農業確立助成補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案につきまして、提案の趣旨及びその概要を御説明申し上げます。

本法律案は、本日、大蔵委員会において全会一致をもって起草、提出したものでありまして、平成元年度の水田農業確立助成補助金に係る所得税及び法人税について、その負担の軽減を図るため、同補助金のうち、個人が交付を受けるものについては、これを一時所得とみなすとともに、農業生産法人が交付を受けるものについては、一定の要件のもとに事業用固定資産の圧縮記帳の特例を認めようとするものであります。

なお、本法律案による国税の減収額は、平成元年度にお

いて約六億円と見込まれますので、内閣の意見を求めましたところ、稲作転換の必要性に顧み、あえて反対しない旨の意見が開陳されました。

以上が本法律案の提案の趣旨とその概要であります。何とぞ、速やかに御賛成あらんことをお願い申し上げます。